

○日進市マスコットキャラクター「ニッシー」着ぐるみ貸出要綱

平成23年8月10日

要綱第31号

改正 平成26年2月20日要綱第9号

令和2年2月26日要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市マスコットキャラクター「ニッシー」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出し等に関し、日進市財産管理規則(昭和57年日進町規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し及び庶務)

第2条 市長は、市の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出しを希望する者(以下「申込者」という。)が企画又は実施する各種イベント等で本市のPR、イメージアップ、地域コミュニティの活性化、観光、産業、環境、教育、福祉、スポーツ、文化の振興等に資すると認められる場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

2 着ぐるみの貸出しに関する庶務は、産業政策部産業振興課において処理する。

(申込み)

第3条 申込者は、あらかじめ「ニッシー」着ぐるみ貸出申込書(以下「申込書」という。)に必要な資料を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、貸出日の3月前から7日前までの期間に提出しなければならない。なお、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出承認の通知)

第4条 市長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、「ニッシー」着ぐるみ貸出承認書により通知するものとする。

2 同一時期に複数の申込みがあったときは、原則として先着順とし、同着の場合は抽選とする。

3 市長は、第1項に規定する貸出承認の通知をした後であっても、市の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたときは、貸出承認の通知を取り消すことができる。

(貸出しの不承認)

第5条 市長は、前条の貸出承認をしようとする場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、着ぐるみの貸出しを承認しないことができる。

- (1) 日進市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教活動について支援し、公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) 第2条に規定する貸出しの趣旨に反するとき。
- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
- (6) 着ぐるみを改造して使用するおそれのあるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者が使用するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの使用について市長が不適切であると認めるとき。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として、着ぐるみを使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日を含め、7日以内とする。ただし、返却を希望する日が休日(日進市の休日を定める条例(平成元年日進町条例第24号)第1条第1項に規定する休日をいう。)に当たるときは、休日の翌日をもってその期限とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、貸出期間が重複しない場合は、市長が必要と認める期間、貸出期間を延長することができる。

(貸出料)

第7条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

(貸出方法等)

第8条 着ぐるみの貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、市において使用における遵守事項等の説明を受けた上で、着ぐるみを直接受け取ることとし、貸出しに伴う搬出及び返却に伴う搬入は、使用者が行うものとする。

2 使用者が着ぐるみの受取及び返却をすることができる時間は、平日(日進市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日以外の日をいう。)の午前8時30分から午後5時までとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が付した条件に従って使用すること。

(市の免責)

第10条 着ぐるみの使用に起因する事故等により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に対し与えた損害に対し、市は、その責めを負わない。

(貸出承認の取消し)

第11条 使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すとともに、貸出しを行わない。

2 前項の場合において、既に貸し出しているときは、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

(原状回復)

第12条 着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担において、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 修理又は修復が困難な状態まで損傷している場合は、市長は使用者に対し実費弁償を請求することができる。

(返却)

第13条 使用者は、返却時に着ぐるみに破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則(平成26年2月20日要綱第9号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月26日要綱第9号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。